

別記

愛鷹山自然環境保全地域における保全計画の一部変更について

1 概要

(1) 自然環境保全地域

自然環境保全法及び都道府県条例に基づき、自然環境の保全を目的に指定した地域。県では静岡県自然環境保全条例により、7つの県立自然環境保全地域を指定している。

(2) 愛鷹山自然環境保全地域

ア 面積：3,198 ha

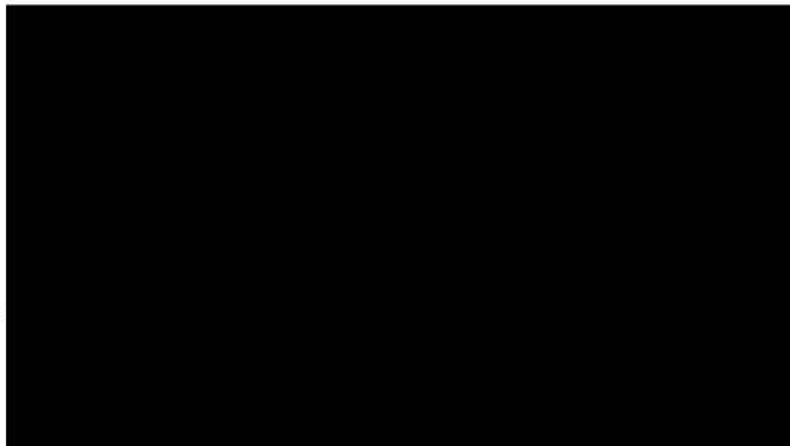
イ 指定日：昭和50年2月20日

ウ 特徴：愛鷹山山頂一帯は、高齢級のブナやミズナラなどのすぐれた天然林が相当部分を占め、山麓の人工林と一体となって自然環境を形成している。

(現地調査で確認された希少種)

植物：

動物：



2 経緯

静岡県内のすぐれた自然環境を次世代に継承していくため、県では、静岡県自然環境保全条例に基づき自然環境保全地域の区域を指定するとともに、保全計画書を作成し、自然環境の保全を図っている。

保全計画書では、保全地域ごとに、自然環境の適正な保全を図るための方針を定めているが、地域指定後の自然的・社会的変化により現状との乖離が生じている可能性がある。

このため、愛鷹山自然環境保全地域内の現状を把握し、現状に適した計画とするため見直しを行うこととする。

3 変更内容

愛鷹山自然環境保全地域について見直し作業を実施した結果を踏まえ、次のとお

り区域の一部変更を行う。

(1) 区域線の変更

区域線にずれが生じていたため、基準となる林小班や国立公園区域に合わせて位置を変更する。また、面積についても林野庁の国有林台帳と整合をとり、特別地域及び普通地区の面積をそれぞれ2ha 増加する。

(2) 区域の追加

既存の普通地区に隣接している裾野市須山の区域(約100ha)を、普通地区として追加指定する。

表1 面積集計表

区分	現行 (A)	変更後 (B)	(B) - (A)
特別地区	1,027 ha	1,029 ha	2 ha
普通地区	2,171 ha	2,273 ha	102 ha
指定面積 (全体)	3,198 ha	3,302 ha	104 ha

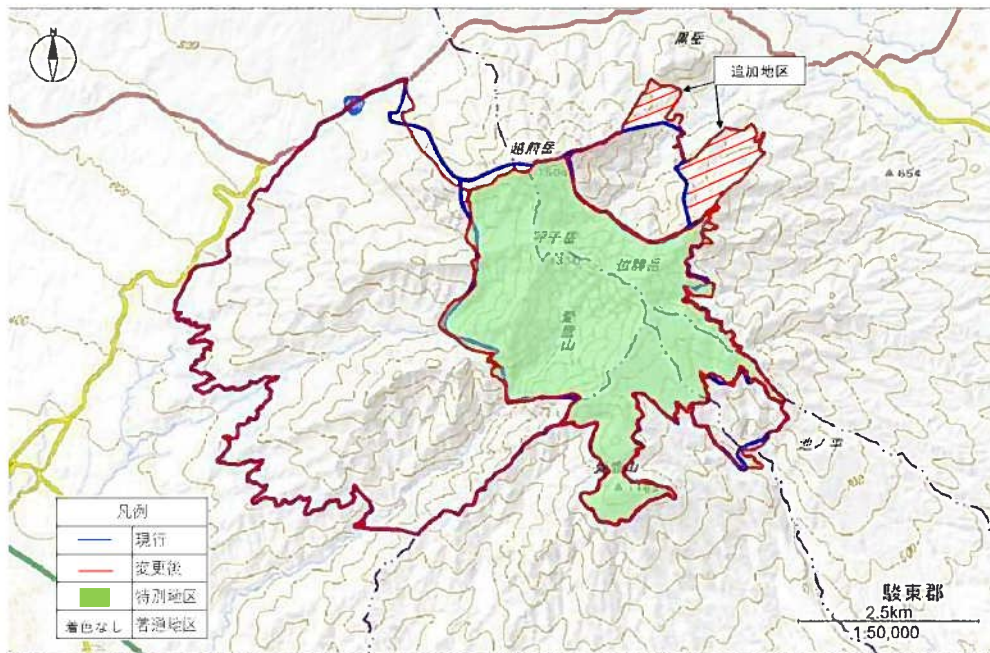


図1 愛鷹山自然環境保全地域区域線

(3) 保全施設計画の変更

登山者等に対し愛鷹山自然環境保全地域の優れた自然環境を周知させるため、保全施設として説明板、保全標識を整備する。

なお、現在設置されている説明板や保全標識については、現地調査等を踏まえ、必要性が低い場所にあるものは廃止とする。一方、新たに保全地域に追加された箇所や標識等の設置の必要性が高い場所は、新たに設置する。

（計画変更（案））

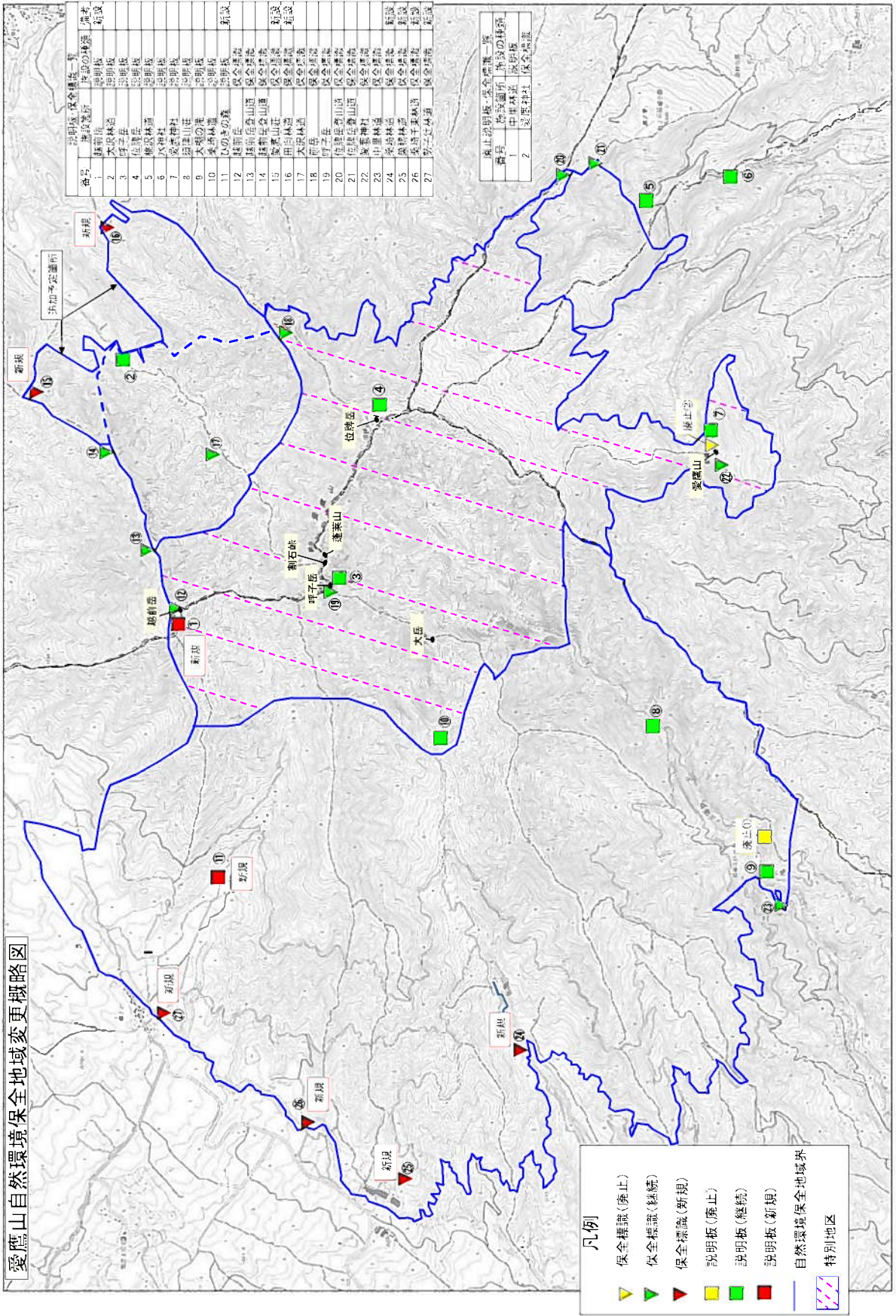
施設の種類	現行設置基数	変更後設置基数	変更理由	検討結果
説明板	10 基	11 基	現地調査等を踏まえ、追加区域や必要性が高い場所への設置と重複場所の廃止。	1 基廃止 2 基新設
保全標識	11 基	16 基	現地調査等を踏まえ、必要性が高い場所への設置と重複場所の廃止。	1 基廃止 6 基新設

（変更一覧表）

番号	施設箇所	施設の種類	位置	備考
1	越前岳	説明板	富士市桑崎・裾野市須山	新設
2	大沢林道	説明板	裾野市須山	継続
3	呼子岳	説明板	裾野市須山・富士市江尾	継続
4	位牌岳	説明板	裾野市須山・富士市江尾	継続
5	桃沢林道	説明板	長泉町元長窪	継続
6	水神社	説明板	長泉町元長窪	継続
7	愛鷹神社	説明板	沼津市宮本	継続
8	須津山荘	説明板	富士市中里	継続
9	大棚の滝	説明板	富士市中里	継続
10	桑崎林道	説明板	富士市桑崎	継続
11	ひのきの森	説明板	富士市桑崎	新設
12	越前岳	保全標識	富士市桑崎・裾野市須山	継続
13	越前岳登山道	保全標識	裾野市須山	継続
14	越前岳登山道	保全標識	裾野市須山	継続
15	愛鷹山荘	保全標識	裾野市須山	新設
16	田向林道	保全標識	裾野市須山	新設
17	大沢林道	保全標識	裾野市須山	継続
18	前岳	保全標識	裾野市須山	継続
19	呼子岳	保全標識	裾野市須山・富士市江尾	継続
20	位牌岳登山道	保全標識	裾野市葛山・長泉町東野	継続
21	位牌岳登山道	保全標識	裾野市葛山・長泉町東野	継続
22	愛鷹神社	保全標識	沼津市宮本	継続
23	中里林道	保全標識	富士市中里	継続
24	桑崎林道	保全標識	富士市桑崎	新設
25	巢鴨林道	保全標識	富士市桑崎	新設
26	桑崎千束林道	保全標識	富士市桑崎	新設
27	勢子辻林道	保全標識	富士市桑崎	新設
廃止 1	中里林道	説明板	富士市中里	廃止
廃止 2	愛鷹神社	保全標識	沼津市宮本	廃止

※ 「変更概略図」「保全計画図」参照

愛鷹山自然環境保全地域変更概略図

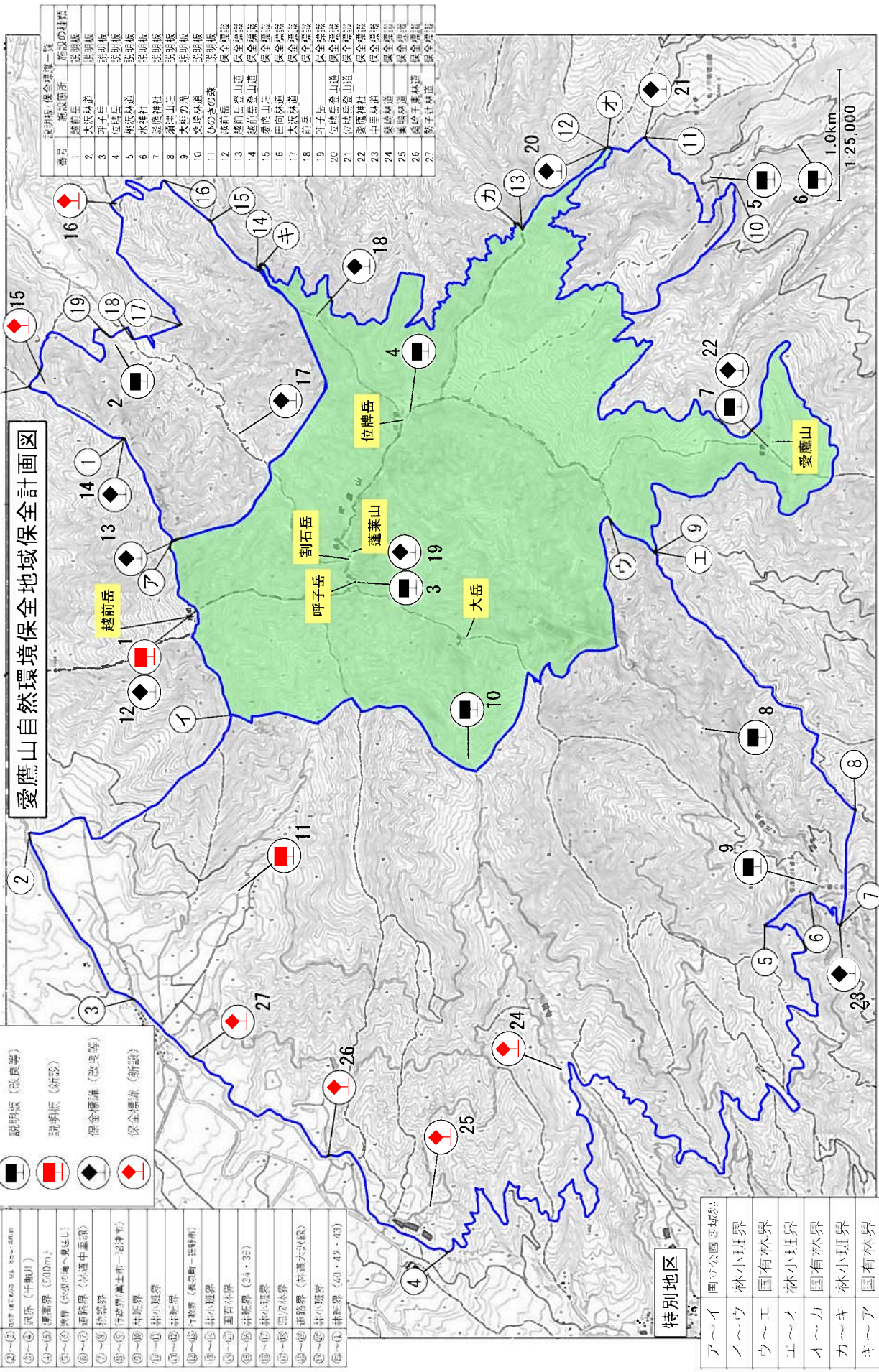


番号	説明	保全標識	備考
1	新山	新設	新設
2	大岳	新設	新設
3	新山	新設	新設
4	新山	新設	新設
5	新山	新設	新設
6	新山	新設	新設
7	新山	新設	新設
8	新山	新設	新設
9	新山	新設	新設
10	新山	新設	新設
11	新山	新設	新設
12	新山	新設	新設
13	新山	新設	新設
14	新山	新設	新設
15	新山	新設	新設
16	新山	新設	新設
17	新山	新設	新設
18	新山	新設	新設
19	新山	新設	新設
20	新山	新設	新設
21	新山	新設	新設
22	新山	新設	新設
23	新山	新設	新設
24	新山	新設	新設
25	新山	新設	新設
26	新山	新設	新設
27	新山	新設	新設

番号	説明	保全標識
1	新山	新設
2	大岳	新設

- 凡例**
- ▲ 保全標識(廃止)
 - ▲ 保全標識(継続)
 - ▲ 保全標識(新規)
 - 説明板(廃止)
 - 説明板(継続)
 - 説明板(新規)
 - 自然環境保全地域界
 - ▨ 特別地区

愛鷹山自然環境保全地域保全計画図



番号	説明板(保全標識)一覧	施設の種類
1	説明板	説明板
2	説明板	説明板
3	説明板	説明板
4	説明板	説明板
5	説明板	説明板
6	説明板	説明板
7	説明板	説明板
8	説明板	説明板
9	説明板	説明板
10	説明板	説明板
11	説明板	説明板
12	説明板	説明板
13	説明板	説明板
14	説明板	説明板
15	説明板	説明板
16	説明板	説明板
17	説明板	説明板
18	説明板	説明板
19	説明板	説明板
20	説明板	説明板
21	説明板	説明板
22	説明板	説明板
23	説明板	説明板
24	説明板	説明板
25	説明板	説明板
26	説明板	説明板
27	説明板	説明板

凡例	
	説明板 (改良等)
	説明板 (新設)
	保全標識 (改良等)
	保全標識 (新設)

①～②	国立公園区画線
③～④	国定公園区画線 (改良等)
⑤～⑥	国定公園区画線 (新設)
⑦～⑧	国定公園区画線 (改良等)
⑨～⑩	国定公園区画線 (新設)
⑪～⑫	国定公園区画線 (改良等)
⑬～⑭	国定公園区画線 (新設)
⑮～⑯	国定公園区画線 (改良等)
⑰～⑱	国定公園区画線 (新設)
⑲～⑳	国定公園区画線 (改良等)
㉑～㉒	国定公園区画線 (新設)
㉓～㉔	国定公園区画線 (改良等)
㉕～㉖	国定公園区画線 (新設)
㉗～㉘	国定公園区画線 (改良等)
㉙～㉚	国定公園区画線 (新設)
㉛～㉜	国定公園区画線 (改良等)
㉝～㉞	国定公園区画線 (新設)
㉟～㊱	国定公園区画線 (改良等)
㊲～㊳	国定公園区画線 (新設)
㊴～㊵	国定公園区画線 (改良等)
㊶～㊷	国定公園区画線 (新設)
㊸～㊹	国定公園区画線 (改良等)
㊺～㊻	国定公園区画線 (新設)
㊼～㊽	国定公園区画線 (改良等)
㊾～㊿	国定公園区画線 (新設)

特別地区

ア～イ	国立公園区域界
イ～ウ	林小班界
ウ～エ	国有林界
エ～オ	林小班界
オ～カ	国有林界
カ～キ	林小班界
キ～ク	国有林界

(案)

愛鷹山自然環境保全地域
指定書及び保全計画書

令和 年 月 日

静岡県

3 区域

(1) 区域の概要

静岡県東部の富士山の南東に位置し、富士市、沼津市、長泉町、裾野市の3市1町に属し、標高300mの山麓から複雑な尾根形状にある標高1,000～1,300mの山地である。区域の北側は富士箱根伊豆国立公園に指定されている。

(2) 位置及び区域

静岡県富士市、沼津市、裾野市、長泉町の一部

国有林富士森林計画区（関東森林管理局静岡森林管理署内）447林班い、448林班い、ろ、は、449林班い、450林班い、ろ、は、に、451林班い、ろ452林班い、ろ、は、り、る、わ、う453林班い、ろ

(3) 面積

3,302ヘクタール

(4) 土地所有関係

国有地、市町有地、民有地

II 保全計画書

愛鷹山自然環境保全地域に関する保全計画

1 自然環境の保全に関する基本的な事項

(1) 保全すべき自然環境の特質

愛鷹山山頂一帯は、樹齢の高いすぐれた天然林が相当部分を占め、山麓の人工林と一体となって自然環境を形成している。

(2) 権利制限関係等の概要

土地所有については、国（国有林）が約2割、市町（公有林）が約3割、個人等（私有林）が約5割を占めている。

保安林については、水源涵養林、土砂流出防備林、保健保安林が指定されている。砂防指定地については須津川、赤淵川、千束川、佐野川で指定されている。鳥獣保護区については、特別保護区（愛鷹山）、鳥獣保護区（愛鷹山西、愛鷹山）が指定されている。漁業権、天然記念物、鉱山・採石地、及び発電施設は地域内にない。

(3) 特別地区の指定及び保全のための規制に関する方針

諸峰をとりまく稜線一帯のすぐれた天然林及び林下に群生する貴重な動植物を保全するため、工作物の新築等自然環境を破壊するおそれのある行為を規制し、許可を要するものとする。

(4) 保全施設に関する方針

登山者等に対し愛鷹山自然環境保全地域の優れた自然環境を周知させるため、保全施設として説明板、標識を整備するものとする。

2 地区の指定に関する事項

特別地区は次のとおりとする。

名称	位置及び区域	面積	土地所有別面積	摘要
愛鷹山 特別地区	静岡県富士市桑崎の一部 静岡県富士市比奈の一部 国有林富士森林計画区（関東森林管理局静岡森林管理署管内）447林班い、448林班い、ろ、は、449林班い、450林班い、ろ、は、に、451林班い、ろ 452林班い、ろ、は、り、る、わ、う 453林班い、ろ 別添図面のとおりに	1,029ha	国有地 544 ha 公有地 485 ha	愛鷹山自然環境保全地域のうち天然高木林を中心とした地区

総括表

区 分	特別地区			普通地区			合 計		
	国 有 地	公 有 地	民 有 地	国 有 地	公 有 地	民 有 地	国 有 地	公 有 地	民 有 地
土地所有別									
土地所有別面積 (ha)	544	485		106	437	1,730	650	922	1,730
地区別面積 (ha)	1,029			2,273			3,302		
地区別比率 (%)	31			69			100		

3 保全のための規制に関する事項

(1) 野生動植物保護地区

なし

(2) 条例第13条第3項第7号に規定する木竹の損傷を規制する区域

なし

ただし、木材の伐採に関する計画は以下の通りである。

① 許可なくして行うことができる木竹の伐採の方法と限度は、静岡県自然環境保全条例施行規則第12条に定めるところによる。

② ①以外の方法・限度によるものは許可を要するものとする。

(3) 条例第13条第3項第8号に規定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくことを規制する植物及び区域

なし

(4) 条例第13条第3項第9号に規定する動物を放つことを規制する動物及び区域

なし

(5) 条例第13条第3項第10号に規定する汚廃水の排出の規制に係る湖沼又は湿原

該当なし

(6) 条例第13条第3項第11号に規定する車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることを規制する区域

なし

4 保全のための施設に関する事項

保全施設は次のとおりとする。(別添図面のとおり)

施設の名称、種類	位置	規模、構造	工種	摘要
説明板	富士市桑崎・裾野市須山(越前岳)	アルミ板 (2本支え)	新設	2箇所について修繕。2箇所について新設。
	裾野市須山(大沢林道)		改良	
	裾野市須山・富士市江尾(呼子岳)			
	裾野市須山・富士市江尾(位牌岳)			
	長泉町元長窪(桃沢林道)			
	長泉町元長窪(水神社)			
	沼津市宮本(愛鷹神社)			
	富士市中里(須津山荘)			
	富士市中里(大圃の滝)			
	富士市桑崎(桑崎林道)		新設	
富士市桑崎(ひのきの森)				
標識	富士市桑崎・裾野市須山(越前岳)	アルミ板 (1本支え)	改良	5箇所について修繕。6箇所
	裾野市須山(登山道)		改良	
	裾野市須山(登山道)		改良	

	裾野市須山 (愛鷹山荘)		新設	について 新設。
	裾野市須山 (田向林道)		新設	
	裾野市須山 (大沢林道)		改良	
	裾野市須山 (前岳)			
	裾野市須山・富士市江尾 (呼子岳)			
	裾野市葛山・長泉町東野 (登山道)		改良	
	裾野市葛山・長泉町東野 (登山道)			
	沼津市宮本 (愛鷹神社)			
	富士市中里 (中里林道)			
	富士市桑崎 (桑崎林道)		新設	
	富士市桑崎 (巢鴨林道)		新設	
	富士市桑崎 (桑崎千束林道)		新設	
	富士市桑崎 (勢子辻林道)		新設	

その他、必要に応じて防火施設、砂防施設の整備に努める。

愛鷹山自然環境保全地域の 保全計画の一部変更について

環境局 自然保護課

富国有徳の美しい“ふじのくに”

静岡県



説明内容

- 1 自然環境保全地域の定義
- 2 愛鷹山自然環境保全地域の概要
- 3 見直しのポイント
- 4 今後の予定

富国有徳の美しい“ふじのくに”

静岡県



1 自然環境保全地域の定義

原生の状態や優れた自然環境を維持している地域を、今後も極力人為を加えずに後世に伝えることを目的として指定する区域

(例)優れた天然林や希少な動植物等が生息する区域
(これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。)



自然環境の保全(保護)を目的に
各種行為に対する規制と保全を図る

1 自然環境保全地域の定義

◆原生自然環境保全地域

人の活動の影響を受けることなく
原生の状態を維持している地域

◆自然環境保全地域

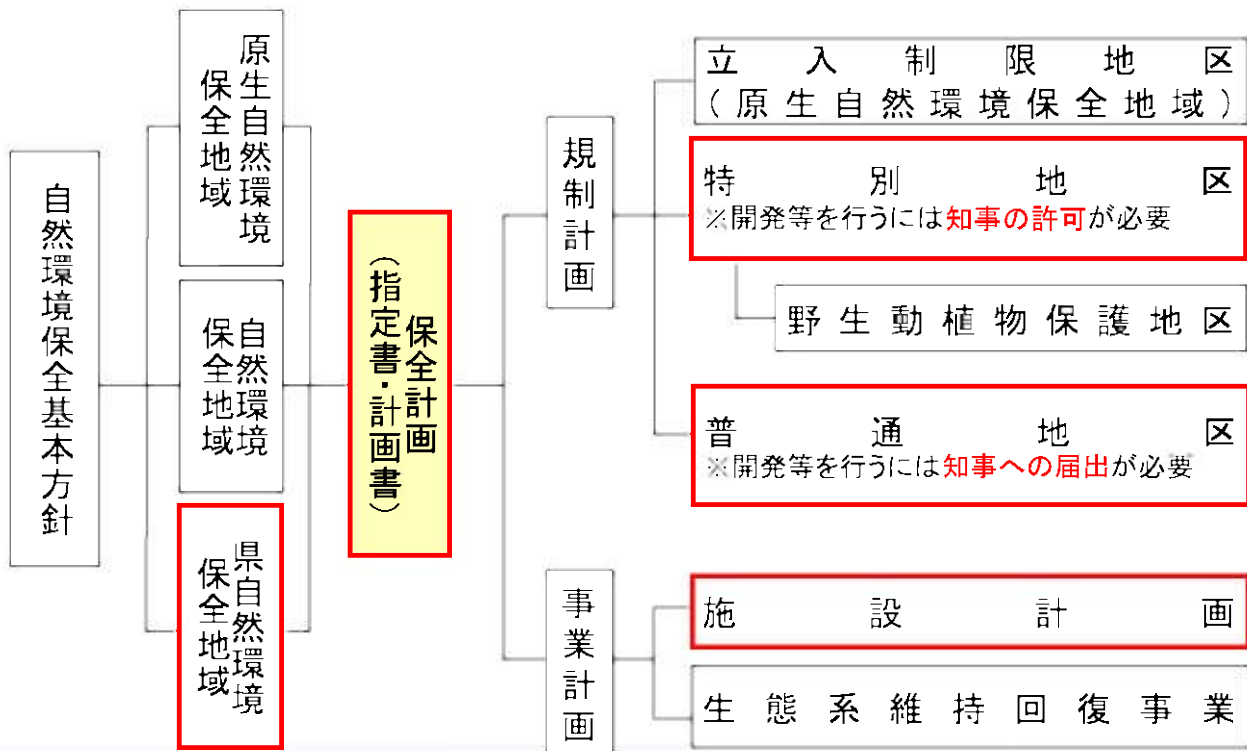
優れた自然環境を維持している森林、
海岸、湖沼、河川、植物の自生地等の地域

◆都道府県自然環境保全地域

上記に準じて、都道府県が指定



保全地域保全計画体系



2 愛鷹山自然環境保全地域の概要

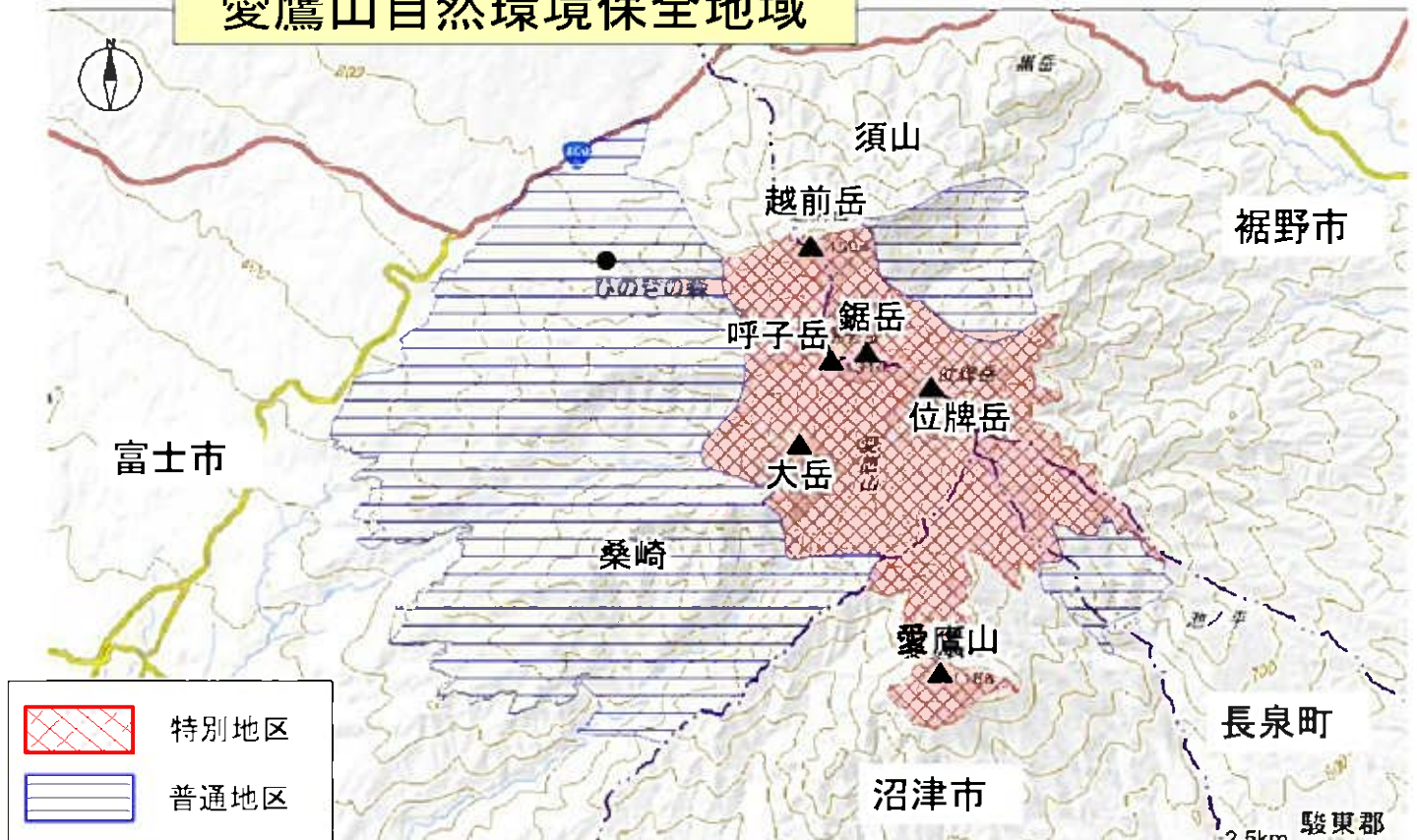


指定日	昭和50年2月20日
位置	愛鷹山を中心とした山岳地域及び赤淵川、須津川流域一帯の山麓地域(富士市、沼津市、裾野市、長泉町)
面積	3,198ha
特徴	愛鷹山山頂一帯は、高齢級のブナやミズナラなどのすぐれた天然林が相当部分を占め、山麓の人工林と一体となって自然環境を形成している。

富国有徳の美しい“ふじのくに”
静岡県



愛鷹山自然環境保全地域



富国
静岡県



普通地区の自然環境の状況

裾野市須山周辺



ミズナラ等の広葉樹林や高齢級のスギ・ヒノキの人工林

富国有徳の美しい“ふじのくに”

静岡県



9

特別地区の自然環境の状況

位牌岳周辺



高齢級のブナやダケカンバ等で構成される広葉樹林などの天然林

富国有徳の美しい“ふじのくに”

静岡県



10

3 見直しのポイント

自然環境の適正な保全を図るため、(1)区域線(2)区域の追加(3)保全施設計画の変更の必要性を検討

(1) 区域線の変更

現指定区域について用地調査等を実施し、現状を反映した区域線への修正を検討

(2) 区域の追加

自然環境調査の結果を踏まえ区域の追加について検討

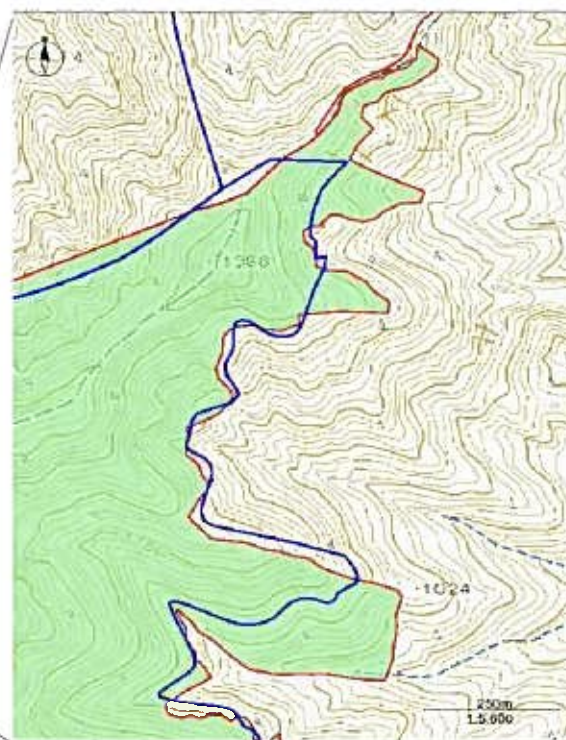
(3) 保全施設計画の変更

説明板や保全標識の設置状況を調査し、設置場所について検討



3-(1) 区域線の変更

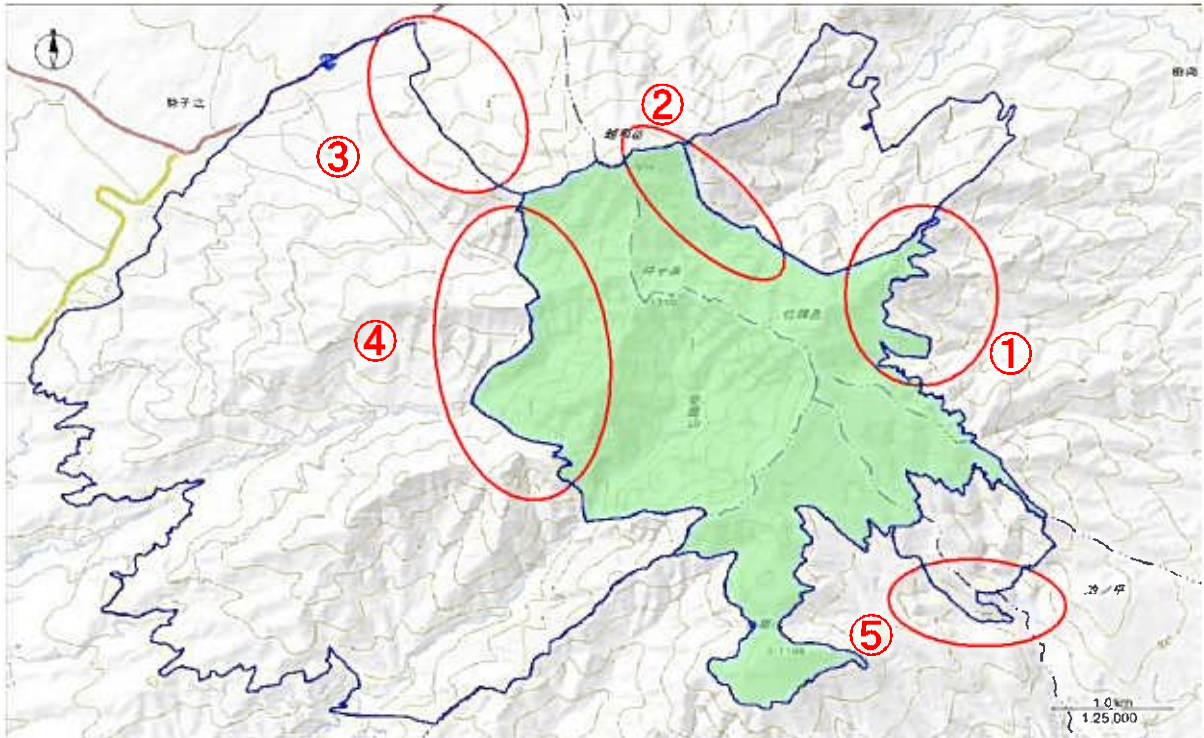
保全計画書で指定している区域を林野庁の図面で確認した結果、一部区域に相違があったため、保全計画書の図面を修正



変更箇所(青:現在、赤・緑:変更後)



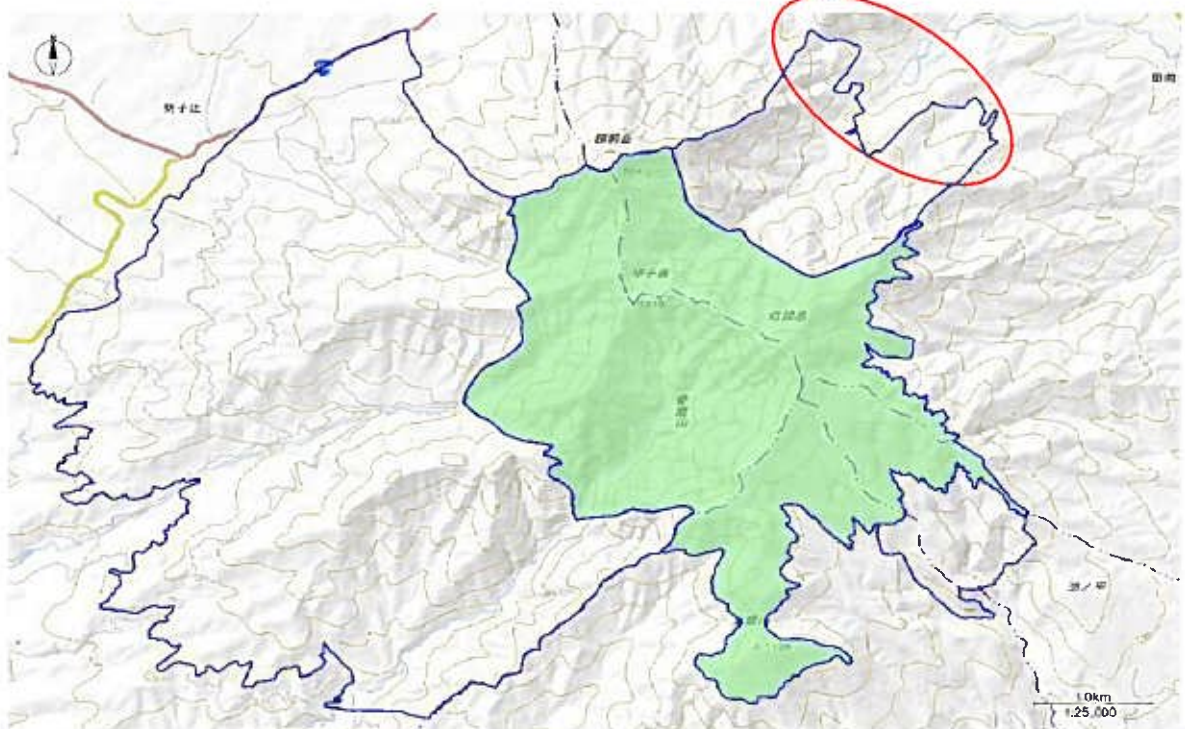
3-(1) 区域線の変更(案)



富国有徳の美しい“ふじのくに”
静岡県



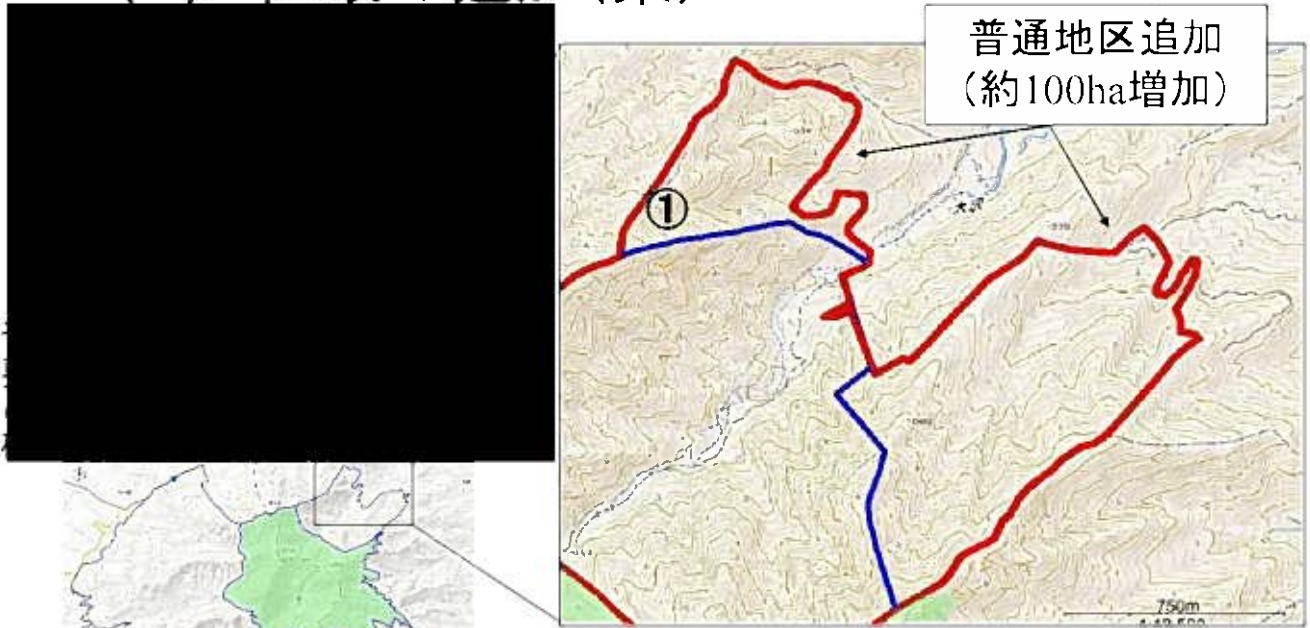
3-(2) 区域の追加(案)



富国有徳の美しい“ふじのくに”
静岡県



3-(2) 区域の追加(案)



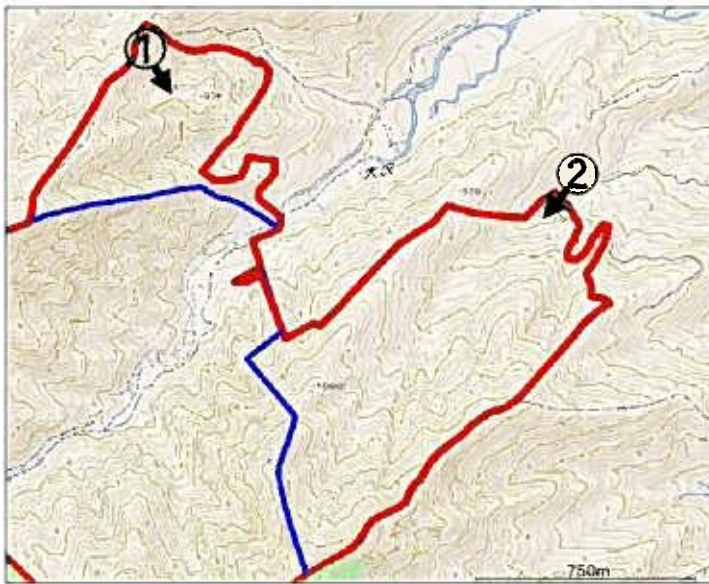
変更箇所(青:現在、赤:変更後)

富国有徳の美しい“ふじのくに”
静岡県



19

3-(2) 区域の追加(案)



変更箇所(青:現在、赤:変更後)

富国有徳の美しい“ふじのくに”
静岡県



3-(2) 区域の追加(案)

規制計画(単位: ha)

		現行 (A)	変更後 (B)	(B) - (A)
内 訳	特別地区	1,027 ha	1,029 ha	2 ha
	普通地区	2,171 ha	2,273 ha	102 ha
指定面積(全体)		3,198 ha	3,302 ha	104 ha



3-(3) 保全施設計画の変更 管理状況

① 自然環境保全地域の説明板



拡大

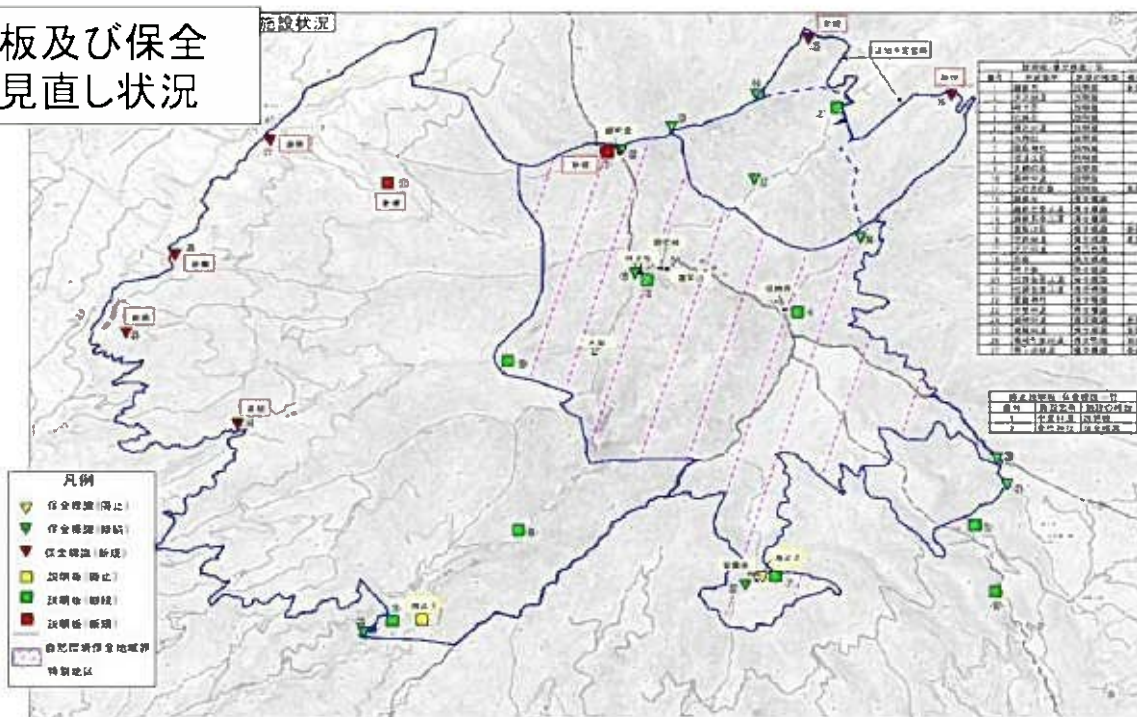


② 自然環境保全地域の保全標識



3-(3) 保全施設計画の変更

説明板及び保全
標識見直し状況



3-(3) 保全施設計画の変更

現地調査等を踏まえ、追加区域や必要性が高い場所への設置と重複場所を廃止

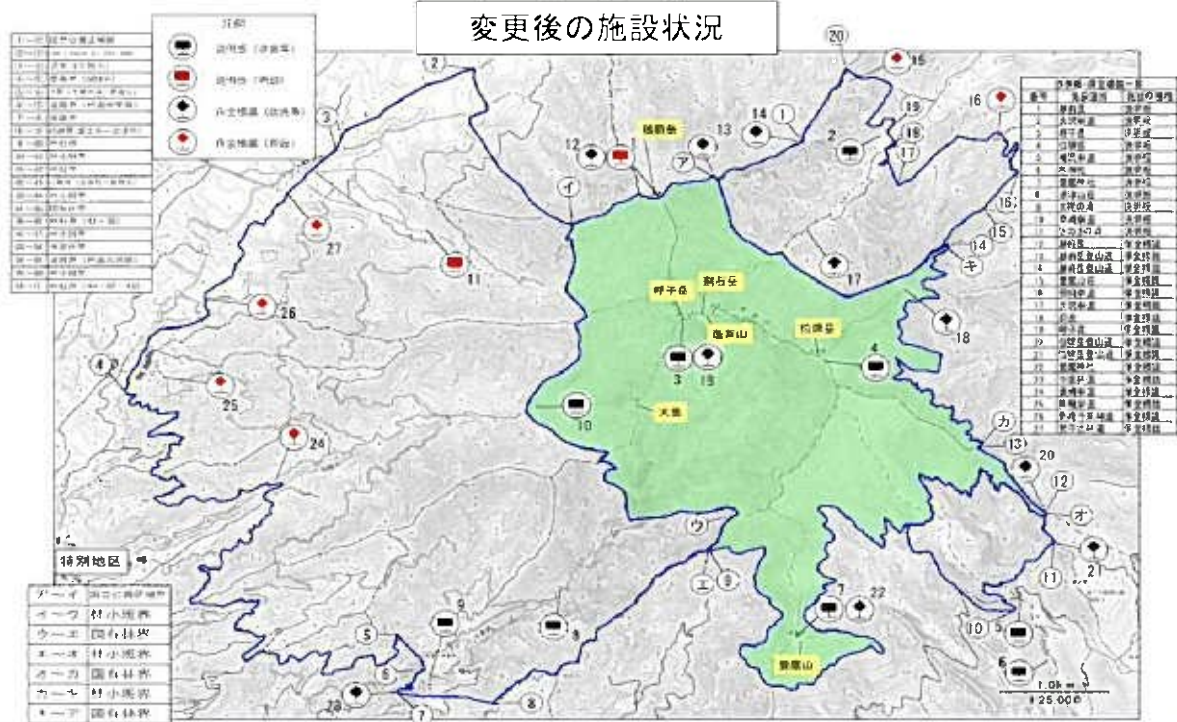
- ・説明板：山頂や駐車場等利用者の多い場所に設置
- ・保全標識：普通地区と特別地区との境界等に設置

< 説明板・保全標識増減表 >

(単位:基数)

施設の種類	現行設置	変更後設置	廃止	新設
説明板	10	11	1	2
保全標識	11	16	1	6

3-(3) 保全施設計画の変更



富国有徳の美しい“ふじのくに”
静岡県



4 今後の予定(案)

県環境審議会（第2回）	諮問	令和5年9月8日
自然公園部会	審議	令和5年10月
県環境審議会（第3回）	答申	令和6年1月頃
県公報	告示	令和6年3月頃

※パブリックコメントは令和5年11月頃実施

富国有徳の美しい“ふじのくに”
静岡県

